

【コラム1】核兵器禁止条約と核軍縮の将来

マフムード・カーレム

はじめに、年次の『ひろしまレポート』の発行と、2011年に発表された「国際平和拠点ひろしま構想」の下で広島県によってなされた、核兵器のない世界、軍縮及び不拡散のための素晴らしい貢献を称賛したい。こうした先駆的な目標の達成において、広島は勇気ある人々と日本の被爆者たち、そして人類に対して最初に使用された核兵器の痛々しく生々しい記憶ほど相応しいものはない。

また、核兵器の悲惨さとそれをいかに防ぐかということについて、広島・長崎の若者や学生への教育が素晴らしい成果を挙げていることも称賛したい。

なぜ今、核兵器禁止条約および将来の核軍縮が必要なのか。この問題に歴史的な観点から取り組むことが求められている。

1968年に核兵器不拡散条約（NPT）が署名された際、条約で規定された核兵器国と非核兵器国の間の不平等性にも関わらず、世界は幸福と希望の感情に包まれていた。世界は、核軍縮に関して定めた第6条が実現され、その目標も比較的短期間で達成できると信じていた。しかしながら、核兵器の先行使用（first use）といった攻撃的なドクトリンとも密接に関係して、世界戦争へとエスカレートしかねない国際的な危機が繰り返し勃発し、第6条に規定された義務を尊重するための努力が核兵器国によってほとんどなされていないことに、国際的な不満が高まった。たしかに、重要な軍備管理協定が合意され、核兵器はいくぶん削減されたが、50年という長期にわたって、その成果はほとんどなく、不十分だったように見える。

この国際的な不満は、他のいくつかの問題にも起因している。

1) 核兵器の近代化への軍事支出を撤回すべきとの要求は無視され、年間1兆ドルを超える額が人類の社会的・経済的発展に必要な

資金から奪われている。

2) 世界的に開発促進の機運が高まっているにも関わらず、国連の持続可能な開発目標（2013～2015年）に反して、核軍拡競争への影響はなんら変わっていない。

3) 核兵器国は、軍事支出を削減し、水の安全保障、環境保護、気候変動、貧困、伝染病、食料・エネルギー安全保障といった、今も続く世界的問題の解決にその資金を投じるという喫緊の必要性を認識できなかった。逆に、世界はいまだに、地域紛争や核兵器国間の衝突が瞬時に核の応酬へと悪化し得るとの恐怖の下に生きている。同時に核兵器国は、核兵器の即時発射態勢を維持し、核兵器の先行使用オプションで威嚇し、このようなドクトリンを他国に拡大核抑止の下で押し付け、これによってそうした非核兵器国を数千キロ離れた紛争に巻き込んでいる。

4) これは、合理性に基づいた抑止政策が、朝鮮半島での地域紛争に見られるように常に成功するわけではないかもしれないという事実を強調するものだ。今、恐れられているのは、偶発的に戦争を許してしまうことは言うまでもなく、さらに核ミサイルを発射できる指導者が合理的な決定を下せるほど合理的ではないかもしれないということである。

5) このことは、3回にわたって開催された核兵器の人的影響に関する国際会議に参加した多くの国が核兵器使用のもたらす非人的影響に注目する契機となった。この点で広島と長崎の人々以外で生きた事例を提示できる人はいない。

結論として、核兵器禁止条約は適切な文脈で評価されるべきである。これは、世界的な変化を受けて現状維持は許されないとの「救難信号」を世界の良心に送るものだ。それゆえ、将来の核軍縮の道筋はいくつかの問題に基づくべきである。

1) 核兵器国による協力を説得する手段として交渉に参加するという、核依存国からの強い政治的意思。

- 2) 現在のいくつかの妥協的な解決策—たとえば、気候変動枠組条約のように、まず大枠の合意を確保し、詳細はさらなる交渉に委ねる—に取り組む必要性。別の案としては、NPT 改正会議を開催し、核分裂性物質、非核兵器地帯、警戒態勢解除、核兵器削減、外国に配備された核兵器の撤去をカバーする核軍縮議定書を加えることが挙げられる。さらには、国連安全保障理事会で署名・寄託し、核セキュリティサミットなされた取組を再現する国際核軍縮サミットにおいて公表される先行不使用の誓約も考えられる。
- 3) 筆者が好ましいと考えるのは、2020年より前に新たな国連軍縮特別総会（SSOD）の傘の下で、これらすべてを議論すること。最後に、核兵器国は、政治的意思を明らかにし、全面完全核軍縮の達成に向けて、合意された時間的枠組みに沿って真剣かつ決意を持って核兵器を削減することを国際社会に示すべきである。

（元駐日エジプト大使）

【コラム2】核兵器禁止条約（TPNW）に関する個人的評価と、同条約採択後の核軍縮を進めるために可能な進路

ティム・コーリー

本稿では核兵器禁止条約（TPNW）の評価を、「原因」と「効果」という2つの側面から行うこととしたい。

1. 原因

TPNW の交渉は様々な要因の影響を受けた。多くの非核兵器国は、核兵器不拡散条約（NPT）上の核兵器国による核戦力削減のための継続的な行動がなされていないことで、NPT の不可侵性が脅かされているとの懸念を抱いていた。すべての NPT 締約国により合意された核兵器廃絶に向けた行動指針は、勢いをほぼ失ってい

た。

NPT には、5 核兵器国と、核兵器は最終的には廃絶されるとの期待の下で核兵器を決して保有しないと自らを義務付けた 186 カ国との間の緊張関係が、長期にわたって付きまどってきた。NPT 上の 5 核兵器国とその同盟国は、核兵器のない世界へ至る道程には、包括的核実験禁止条約（CTBT）を通じた核実験の禁止、並びに核分裂性物質の生産を禁止する条約（FMT）が必要だと認識している。

しかしながら、この2つの取組は停滞しており、核廃絶に向けた進展は妨げられてきた。CTBT の発効と FMT の交渉はいずれも、核保有国によってブロックされている。多国間核軍縮が行き詰っているとの認識は核保有国にはなく、国際社会は岐路に立たされた。核軍縮のアジェンダは核保有国に委ねられ、彼らのペースで次なる段階への一歩が踏み出されるのか（たとえば、CTBT の批准、ジュネーブ軍縮会議（CD）または他の場での FMT の交渉、NPT 運用検討会議で核兵器国が合意した主要な行動実施など）、あるいは空白を別の方法で埋め合わせるのかの分かれ道に立っていた。

NPT 締約国が 2010 年に広く表明した核兵器の非人道的影響についての懸念により、核兵器を取り巻くリスクだけでなく、上述のような一向に解消されない袋小路にも注目が向けられた。非核兵器国、市民社会、そして国連や赤十字を含む政府間機関の幅広い連合が弾みをつけた機運は、すぐさま核兵器の禁止に向けた新たな一歩として発展した。その支持者は、核軍縮は今日の緊迫した国際安全保障環境の犠牲者になってきたとの、核保有国及びその同盟国が主張してきた論理には納得しなかった。核兵器の禁止を唱道する者にとって、そうした議論は核兵器の正当化と同義であり、NPT とその不拡散の精神とは相容れないものだった。

今日まで深く根を下ろす膠着状態のまま、2016 年 10 月に国連総会でなされた、後に TPNW となる条約の交渉開始についての決定は、広く支持されはしたがコンセンサスとは程遠いものであった。その成果である条約は、122 カ国の賛成、1 カ国の反対（オランダ）、

1 カ国の棄権（シンガポール）で、1 年の時間も費やさずに採択された。しかしながら、2016 年に核兵器の禁止への要求に反対または棄権した 50 あまりの国連加盟国は、そのほとんどが交渉に加わらなかった。

2. 効果

このように、TPNW の誕生は困難と論争を招いてきた。この条約の効果を評価するためには、以下の 4 点を確認する必要がある。

- 1) 核兵器のない世界に向けて必要な措置のなかで、核兵器の禁止は欠くことのできないステップである（既に化学兵器や生物兵器を禁止する手段は存在する）。
- 2) TPNW の考案者の意図はいかなる国も排除しないということだが、条約交渉に参加しなかった核保有国とその同盟国から支持を取り付けることは、非常に困難である。
- 3) 条約の批准過程に多大な時間を要することに鑑みると、現段階（56 カ国の署名と 5 カ国の批准があるのみという条約への公式の支持のレベルに基づけば）で TPNW がどれほどの法的効果を有することになるかを評価するにはあまりに早急である。
- 4) TPNW は NPT を補完するというよりは補強するものであるが、その最も重要な効果は、NPT を侵食している亀裂に対処するよう行動を促すことかもしれない。TPNW の成立は、動揺する現実—多国間核軍縮に向けた方法の立案に際して、引き続き一致が見られないこと—を明確に示している。

核保有国と非核兵器国はこの最後の現実を認めることが肝要である。一致点の余地を探るには、まずギャップを縮める方法に焦点を当てることかもしれない（たとえば、議論のフォーマットや、非公式専門家グループ、廃絶への手続き的枠組みなど）。その次に、実質事項を追求し得る（たとえば、リスクの緩和、信頼醸成措置の特定、脅威の削減など）。いずれにしても、こうした努力は熱心に、そして緊急性をもって

始められなければならない。世界終末時計の針が終末まで残り 2 分にまで早められたことは、事故や誤算により、あるいは意図的に引き起こされる核戦争の脅威が、危機的なレベルにまで高まっていることを示しているからである。

（国連軍縮研究所シニアフェロー）

【コラム 3】核兵器禁止条約と核軍縮の今後

小溝 泰義

1. 核兵器禁止条約採択の背景

冷戦後四半世紀を超えた今も、紛争の種は尽きない。グローバリゼーションが進む一方、人類の同胞意識は未発達で、経済・社会格差も拡大している。このため、相互不信、分断化、対立が目立つのが不幸な現実だ。近年、排他的な傾向も強まり、争いが武力衝突に至る危険も増している。こうした不安定な世界にまだ 15,000 近くの核兵器が存在する。核は抑止の兵器とされるが、事故や誤算により実際に使われる危険がある。また、核抑止の考え方は、北朝鮮問題のような核拡散を招く。核兵器の存在自体がもたらす危険に国際社会が気づき出した。ウィリアム・ペリー元米国国防長官は、近年の状況を「核兵器による大惨事が起こる可能性は冷戦時より高い」¹と評している。

昨年 7 月、大国の強い反対にもかかわらず、核兵器禁止条約（TPNW）が採択された背景には、市民社会と非核兵器国政府に広がる核兵器の非人道性と使用のリスクへの危機意識がある。

長年にわたる広島・長崎の被爆者の証言と核廃絶への切実な訴えがその基礎であることは、TPNW の前文に明らかだが、こうした認識を加速した直接の契機は、2013 年から 14 年に 3 度開催された「核兵器の人的影響に

[1] William J.Perry, "The Risk of Nuclear Catastrophe Is Greater Today Than During the Cold War," *Huffington Post*, https://www.huffingtonpost.com/william-jperry/nuclear-catastrophe-risk_b_9019558.html.

関する国際会議」だ。繰り返す核兵器事故と核戦争の危機の史実を知った参加者が被爆証言を聞いたとき、核の惨劇が誰の身にも起こりうるとの危機意識に目覚め、非核兵器国の多くに核軍縮交渉への当事者意識を生んだ。

2. 核兵器禁止条約の性格

TPNWは、第1条で核兵器を包括的・無差別に禁止する。一方、前文で、この条約が、既存の国際法規を補完・強化し、核軍縮・不拡散の礎石としての核兵器不拡散条約(NPT)の役割を尊重・重視しており、かつ、核廃絶に向けた重要な一里塚と自らを位置づけていることにも注目したい。特に最後の点は、核兵器国及び核の傘下国(以下「核依存国」)が条約に反対する現状ゆえに重要だ。禁止が核廃絶への実効性を持つようTPNWは、核依存国を含むすべての国の参加を目指し(第12条)、そのための工夫を施している。たとえば、核軍縮条約には「検証」規定が不可欠だが、核兵器国の参加なしに信頼しうる検証規定は作成できない。このため、平和首長会議の提案(A/CONF.229/2017/NGO/WG.15)に即した形でTPNWは、枠組条約の手法を採用した。すなわち、第4条に定める核廃棄義務の「検証」は概略規定にとどめ、締約国会議に関する第8条に、その具体化措置の審議も任務に加えている。締約国会議には、加盟前の核依存国もオブザーバーとして審議に参画できる。

3. 核軍縮に向けた今後の道筋

TPNWは採択された。核依存国は、安全保障の配慮に欠けるとして条約に反対するが、彼らが唯一現実的な方途とする「ステップ・バイ・ステップの措置」は、近年一向に進んでいない。一方、核使用のリスクと非人道性の認識は、核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)のノーベル平和賞受賞が示すように、一層広く国際社会に共有され、核兵器の存在は安全保障の重大懸念となっている。

進むべき道は明確だ。条約推進派も反対派もNPT第6条に定める核軍縮の誠実交渉義務を負う。立場を超えた対話を重ね、まずは実行可

能な核軍縮措置を実施に移すことだ。そこから次の展開も見えてくるに違いない。

「核抑止」を超越するためには、相互不信を相互理解に変える努力が必要だ。ウクライナや北朝鮮の問題も「対決的安全保障」を「協調的安全保障」へと転換する具体例となりうる。核抑止は、相互不信・対立に起因するテロや難民等現代の諸問題の解決に無力だ。気候変動対策には、立場を超えた国際協力が必要だ。国際緊張の極まる中、核軍縮を実現したケネディとフルシチョフやゴルバチョフとレーガンの先例に学ぶ為政者のリーダーシップを期待する。平和首長会議も、幅広い市民社会のパートナーとともに国境や宗教、文化の違いを超えた相互理解・協力の促進に全力を尽くす所存だ。

(広島平和文化センター理事長)

【コラム4】核兵器禁止条約と核軍縮・不拡散体制の今後

浅田 正彦

2017年7月7日、核兵器禁止条約(TPNW)が賛成122反対1棄権1の圧倒的多数で採択された。この事実のみからすれば、国際社会の「総意」を反映して核兵器を禁止する画期的な条約が作成されたという印象を持たれるかも知れない。しかし、事実は異なる。122の国の中には核保有国(NPT上の核兵器国および他の核保有国)も、核保有国と同盟関係にある非保有国(核同盟国)も全く含まれていないのである。それゆえ、この条約によってむしろ国際社会には憂慮すべき「分断」が生じる(あるいは拡大する)のではないかと懸念される。

国際社会の分断は、核保有国と非保有国との間に生ずる(拡大する)だけでなく、非保有国同士でも、核同盟国と非同盟国との間に生ずる(拡大する)ことになろう。否、そのような動きはすでに条約採択前から生じていた。TPNWの採択につながった「多数国間核軍縮交渉の前進」と題する国連総会決議への反対国は、

2014 年にはわずかに 5 カ国（米、英、仏、露、イスラエル）を数えるに過ぎなかったが、条約交渉会議の開催を決めた 16 年にはその 7 倍の 35 カ国に拡大しており、そこには核保有国と核同盟国のほとんどが含まれていた。こうして TPNW（交渉）は、核軍縮を求めるという点で（少なくとも表面上は）非同盟諸国と共同歩調をとってきた核同盟国に対して、拡大核抑止からの決別を迫ることによって、彼らを政治的に非保有国の側から核保有国の側へと追いやる結果となったといえよう。

現在、TPNW の批准国はわずか 5 カ国（2018 年 1 月現在）に過ぎないが、いずれ発効に必要な 50 カ国の批准を得て発効することになる。条約によれば、発効から 1 年以内に、そしてその後は 2 年ごとに締約国会議が開催されて、TPNW プロセスが始まる。多くの非同盟諸国が、自らの手で作成した TPNW を重視するのは当然であり、NPT プロセスにおいて核軍縮の進展が芳しくないことも相まって、それらの諸国が軸足を NPT から TPNW へと移していくことも容易に想像される。そうなれば、核保有国と非保有国、核同盟の非保有国と非同盟の非保有国の分断はますます深まっていくであろう。多くの非同盟諸国が NPT への関心を失って、核兵器国を含む普遍的なフォーラムとしての NPT プロセスが形骸化していくことになるとすれば、それは核軍縮の観点からも不幸なことである。

TPNW の採択にポジティブな側面があるとすれば、それは、多数国間では CTBT の採択以降、米ロ間では新 START 以降、核軍縮において目立った成果がないことに対する非同盟諸国の不満が劇的な形で示されたという点であろう。非同盟諸国が、TPNW の発効後も NPT の重要性を引き続き認識した上で、核保有国に対して、NPT プロセスの中で核軍縮に取り組んでいることを示す必要性のあることを自覚させ続けることを期待したいものである。

（京都大学大学院法学研究科教授）

【コラム 5】核兵器禁止条約と核廃絶の将来

アントン・フロプコフ

私が初めて広島と長崎を訪れたのは、核物理学を学び始めてから約 20 年後の 2016 年のことであるが、もっと早く訪れるべきだったと思う。核問題や核軍備管理に関わる者にとって、広島平和記念資料館と長崎原爆資料館は訪れるべき必須の場所である。そこでは誰もが無関心でいられず、核兵器の破壊的な力と、核エネルギーが軍事目的でも使われることを思い出させてくれる。また、それらの場所は、今日われわれが直面している核不拡散の危機と、そうした危機の歴史や起源を深く理解させてくれる。たとえば、私が広島の資料館を訪れた際、1945 年 8 月 6 日の原爆投下によって、12 万もの人々が亡くなり、このうち 2 万が朝鮮の人々であったことに衝撃を受けた。

近年、広島・長崎の両県が核軍備管理・不拡散や国際安全保障の専門家を招聘し、数多くのセミナー、フォーラムあるいは会議を開催していることを、とても素晴らしく思う。2 つの資料館を訪れ、被爆者の人々と実際に会うことは、そうしたイベントと一体のものである。これらの努力は、平和と安全を維持し、核廃絶を目指すための、先を見据えた重要な取組である。

核軍縮の目標を一朝一夕に成し遂げることは不可能である。なぜならば、核兵器のない世界は、「私たちが知っている世界マイナス核兵器」ではないからだ。残念なことに、核兵器禁止条約の起草者は、そうしたアプローチ、すなわち核兵器の即時かつ機械的な放棄という考え方を追求している。

核兵器は、核兵器国とその同盟国の複雑で多層的かつ多面的な国家安全保障システムと深く一体化している。構造全体の動揺、さらには崩壊のリスクを冒すことなく、多層構造のピラミッドの基礎から重要なブロックの 1 つを機械的に除去することはできない。私たちにできることは、構造における特定のブロックへの依

存を低減するために、段階的、ステップ・バイ・ステップのアプローチを用いることである。長期的には、私たちが現在持っているものと同じぐらい安定しているが、重要なブロックの一つとしては核兵器に依存しないという構造へと再設計することを試みるべきである。そこでは、核兵器というブロックは、別の何かに置き換えられる。

過去30年にわたり、米国とロシアは核兵器を85%まで削減してきた。さらに、両国は核兵器削減に関する法的拘束力のあるコミットメントを交渉し、履行するという豊かな経験を積み重ねてきた。十分な政治的意思によって、その経験は核兵器の一層の削減に向けた進展だけでなく、交渉の促進を可能にするものとなるだろう。1992年に署名された第一次戦略兵器削減条約（START I）交渉は、完了までに6年を超える歳月を要したが、2010年にプラハで署名された新戦略兵器削減条約（新START）では、交渉にわずか10か月の期間しか要しなかった。

予見し得る将来において、核軍縮に係る優先事項は何だろうか。最大の核兵器国である米露には、戦略的安定性を維持し核のリスクを低減する特別の責任がある。しかしながら、これは米露だけの課題ではない。NPT上の5核兵器国だけのものでもない。この課題は、特定の問題に応じて共同または並行してなされる多国間の努力を必要としている。

米露に関して言えば、第一の目標は、既存の軍備管理の構造を維持しつつ、さらに強化していくことが優先事項である。新STARTは2021年には期限切れとなる。中距離核戦力（INF）条約は困難な時期に直面している。これら、並びに他の関連する多くの問題は、両国の政府代表間の定期的かつ体系的な対話を、省庁をまたいで構成される代表団の形で再開することが必要となるだろう。このような対話により、米露は既存の合意を維持し、核軍縮へ向けた新たなステップのための基盤を築くことが可能になるだろう。

また、他のすべての核兵器国とNPT外の核保有国にとっては、核軍縮のプロセスに実質的に貢献する時である。たとえば、核兵器を削減

する最初の、おそらく象徴的なステップの一方的宣言を行うことから始めることができる。

非核兵器国もまた、一層の核軍縮を行う環境を作り出すために、目に見えるステップを取るべきである。特に核の傘の下にある国について言えば、彼らの安全保障において、他国の核兵器が果たしてきた役割を低減すべきである。自国内に他国の核兵器を設置させている国々は、そうした兵器の撤去を着実に進めていくべきである。核兵器に利用可能な核物質を国内に保有している国は、それらの不可逆的な廃棄—経済的に持続可能な技術を用いて（言い換えれば核燃料として）—の可能性を検討すべきである。

完全な核軍縮は、核兵器禁止条約の起草者が提案するように、一気に成されることはない。それには長い時間をかけた投資と多国間での努力が必要であり、戦略的安定を低下させるのではなく高めていくことを基礎にして進められるべきである。

（ロシア・エネルギー安全保障研究センター長）

【コラム6】NPT体制：2020年NPT運用検討会議に向けて

ティティ・エラスト、シビル・パウアー

2020年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に向けては、凶兆を予感させる負の力学がいくつか存在している。2015年の運用検討会議の時と同じように、NPT上の核兵器国（すなわち、国連安全保障理事会の5常任理事国であり、P5としても知られる、中国、フランス、ロシア、英国、米国、）は、核軍縮の進展に関してほとんど成果を示してこなかった。この状況に対する非核兵器国の不満が、2017年7月に採択された核兵器禁止条約（TPNW）交渉の大きな要因だった。P5とその同盟国は、既に確立されたNPTを基軸とした秩序を脅かすものとして、この新しい条約をほぼ一致して退けている。したがって、TPNWの直近の短期的な影響は、核兵器国と非核兵器国間のさらなる分極化であった。

TPNWは、多くの者にとって、NPT締約国間で最も論争を招く問題のように思える一方で、遅々として進まない核軍縮に関するより深い亀裂の氷山の一角にすぎない。2020年NPT運用検討会議までこうした亀裂を埋める方法はあるのか？そして、埋めることができないとすれば、軍縮・不拡散体制にとって何を意味することになるのだろうか？

1. NPTの核軍縮の柱の再活性化

NPT成立からほぼ半世紀にわたって、核軍縮は条約の3本柱（核不拡散、原子力平和利用及び核軍縮）のうち最も脆弱であることが判明してきた。2000年運用検討会議で採択された13の「実際の措置」と、2010年運用検討会議で合意された64項目の行動計画は、打ち砕かれていた希望を再生した。2010年の新戦略兵器削減条約（新START）と核関連用語集の策定を除けば、P5は具体的な核軍縮のステップに関して、ほとんど何も成果を挙げてこなかった。NPT内の不満のもう1つの大きな源泉は、中東地域における非大量破壊兵器地帯の設立

に関する1995年の決議が履行されてこなかったことである。実際、後者の問題は、2015年運用検討会議でコンセンサスの最終文書を採択できなかった唯一最大の重要な要因だった。

コンセンサスに基づくNPTの枠組みと、核兵器に対する言説を支配している伝統的な安全保障のパラダイムの制約を避けようとして、非核兵器国の大多数は、核兵器の問題に国際人道法を持ち出すことによって異なるアプローチを模索した。2013年から2014年にかけて、非核兵器国は、核兵器のいかなる使用による壊滅的な非人道的影響を強調する一連の会議を組織した。これらの会議は結果として、2016年12月、核兵器を禁止する条約に関する交渉を開始するという、113カ国が賛成した国連総会決議に結実した。交渉は2017年7月にまとめられ、TPNWの採択につながった。

TPNWの交渉担当者によれば、TPNWの目的の1つはNPTの核軍縮の柱を強化し、核兵器の禁止と廃絶に向けたいわゆる法的ギャップを埋めていくことである。TPNWの法的禁止は、核兵器国が条約の外に留まる限りは適用されないものの、核兵器に対する普遍的な汚名を強めることによってTPNWが間接的に核兵器国に影響を与え得ることを想定したものである。

TPNWは長期にわたって予想通りに機能するかもしれないが、最も明瞭で短期的な効果は、NPT締約国間の分極化を高めたことである。中国を除くP5はTPNWに対して、非現実的な期待を創出し、現在の安全保障の問題と既存の安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を無視していると批判している。多くの要因がほぼ間違いなく、現在までのTPNWの比較的低い署名国数と批准国数に関係している。それはたとえば、NPTとTPNWのオーバーラップによって核軍縮の努力に断片化をもたらしかねないという恐怖、TPNWの文言の一部やNPTとの関係に対する留保、あるいは条約を署名することに対する米国の圧力である¹。

2. 2020年運用検討会議の重要性とその先

TPNWに対する立場に関わりなく、非核兵器国

[1] 2017年7月には122カ国がTPNWの採択に賛成票を投じたが、2018年2月までに56カ国のみが署名し、5カ国が批准するのみである。

の多数は、核軍縮の義務に対する P5 のコミットメントの欠如に対して不満をもち続けている。この観点からすれば、分極化を低減する最も効果的な方法は、P5 が実質的なステップを通じて過去に確立された義務の達成に向けて確実に前進することだろう。

したがって、核軍縮に向けた最も実行可能なステップの特定、これへの関与により TPNW の亀裂を乗り越えることが、すべての NPT 締約国にとって理に適うことであろう。過去の NPT 文書に述べられているように、それらの措置には、偶発的あるいは意図的な核兵器使用のリスクを減らすこと、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を発効させること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉を開始することが含まれている。さらには、米露の戦略兵器の削減は伝統的には多国間軍縮の問題とは切り離されてきたが、この方面でのいかなる進展も NPT の枠組みを強化するだろう。とりわけ、1987 年に成立した中距離核戦力 (INF) 条約を破綻から救うことが、核軍備管理の逆行を防ぐ上で極めて重

要である。核軍縮を検証する新たなツールの発展にだけでなく、核戦力に関する透明性と報告を進める手段にも、多国間のより大きな注目が当てられるべきである。さらに、NPT の核不拡散の柱は、新しい検証基準としての国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定追加議定書を未締約国に採択するよう促すことで強化され得る。同時に、核不拡散に対する支持は、既存の合意の尊重、とりわけすべての P5 によるイラン核合意への継続的で明確な支持を意味している。

最後に、TPNW を議論するより誠意ある方法を発見することは、NPT で建設的な議論をするための道を開くだろう。なぜなら、両条約とも核兵器の最終的な廃絶という長期的な目標を共有しているからだ。2020 年に明確で具体的な結果について合意することが、NPT の将来的な信頼性と正当性にとって不可欠なものとなるだろう。

(ティティ・エラスト ストックホルム国際平和研究所研究員 / シビル・バウアー 同研究所研究部長)

【コラム7】地域安全保障と非核兵器地帯

ジョン・キング

地域安全保障は、総体的に世界の安全保障を高めるための重要な方法である。他方で、定義することが非常に難しいがために、混乱を招きかねない概念でもある。地域安全保障の要素とは何であろうか。それはいつ達成できるのであろうか。地域安全保障とは目的なのか、あるいは、プロセスなのか。これらやその他の関連する疑問への答えは、信頼に足る地域安全保障が、安全保障に関連した様々な手段を冗長かつ重複した方法で用いることに依拠していることを示している。また、これらの要素は、地域の特定のニーズに直接的に向けられなくてはならない。

こうした手段の1つが非核兵器地帯であり、世界の様々な地域で安全保障を強化する方法として長期にわたって認識されてきた。非核兵器地帯は、そこでの核兵器の不存在を強調するとともに、域内に核兵器の持ち込みや使用をしないという核兵器国の合意を公式化することで地域安全保障を強化しようとするものである。それゆえ、非核兵器地帯条約は、核兵器不拡散条約(NPT)の目的を支えるとともに、域内での政治的・法的な重要性を高める、非常に明確な象徴と言える。

さらに言えば、地域的な非核兵器地帯条約は不可侵条約、(核兵器の)先行不使用の宣言、通常兵器の軍備管理条約などといった他の法的・政治的手段によって強化される場合、よりよく機能する。それでも、非核兵器地帯条約は、特別な政治的認知度、地域の主要国による直接的な関与という事実、並びにNPT上の5核兵器国が非核兵器地帯条約の要請を守るとの具体的な保証を与えることを明記した特別な議定書への署名といったことから、地域安全保障の要素のなかで主要な位置を占めているのである。

既に世界の多くの地域が非核兵器地帯条約の範囲内にある一方で、中東と東アジアという2つの重要な地域がまだ取り残されている。(なお、欧州と北米も重要な地域ではあるものの、これらの地域に含まれる国家はほとんどが非核兵器国であり、

また北大西洋条約機構(NATO)加盟国としての核兵器に係る暗黙の義務が課されているため、本稿では取り上げないこととする。)

中東に非核兵器地帯を設置する努力は、国連とその第一委員会において長年見られてきたものの、北東アジア地域を包含する非核兵器地帯条約の締結の可能性についてはほとんど注目されてこなかった。以下に見るように、北東アジアで非核兵器地帯条約に参加が見込まれる国の数自体は多くないものの、適切な条約が締結されることで、この地域には大きな利益や恩恵をもたらされると考えられる。北東アジアには核保有国や「核の傘」を提供する安全保障条約によって守られている国家が存在しており、それゆえに他の地域には見られないような、核兵器を伴う紛争の潜在的だが差し迫った危険性があるからだ。このことが北東アジアにおける非核兵器地帯条約の締結を困難にしており、同時にその重要性を高めているとも言えよう。

北東アジア安全保障地域を定義するならば、中国、モンゴル、韓国、北朝鮮、ロシア及び日本といった国が含まれる。ただし、この定義には重要な例外も存在する。たとえば、モンゴルは一国非核の地位を宣言している。マカオ及び香港は中国に返還されたものの一定の自治レベルを維持している。中国とロシアは核兵器国と認められており、北朝鮮は核兵器を保有しNPTを脱退した。韓国と日本は、自国領土への核兵器の持ち込みを拒否している一方で、両国は米国との間にそれぞれ防衛協定を締結しており、米国の核の傘に守られている(他方で、両国ともにNPT締約国であるため、非核兵器地帯を形成すること自体は可能だろう)。台湾は多くの軍備管理・軍縮条約の原則を非公式に遵守しているものの、国連加盟国として承認されていないがゆえに法的には非核兵器地帯条約のような国家を単位とする協定に参加することができないという実情がある。

北東アジアにおいて、安全保障に対する唯一かつ最大の挑戦は、ならずもの国家として振る舞う北朝鮮とその北朝鮮による核保有である。まずはこの問題に対応しなければならず、日本と韓国は北朝鮮への近隣性という観点から、必然的に主要な役割を担わなければならないだろう。以下では、修正版の非核兵器地帯、関連するような独自の協定、あるいはより信頼と安全保障の段階を高める政治的・外交

的要素など、地域安全保障の改善に寄与すると考えられる政策の選択肢を述べていく。これらの選択肢は新たなかつ「独創的な」政治的思考と協力を必要としているが、悪化の一途をたどる北東アジア地域の安全保障環境には必要な措置とも考えられるだろう。

第一に、日本と韓国による東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）一拡大を許容すべく修正が加えられた場合一への加盟を検討することで、東南アジア非核兵器地帯を東アジア非核兵器地帯に転換することである。バンコク条約第15条は新たな国家による条約加入について規定しており、これに基づいて両国がバンコク条約に加入することで、北朝鮮の核兵器能力に対応するに際して、本条約の認知度と効力が拡大された範囲において高められるという利点が見込めると考えられる。

第二に、日本と韓国がバンコク条約に加入できなかった場合、両国間で北東アジア非核兵器地帯に関する交渉と設置を目指す方法がある。バンコク条約を拡大した場合に得られるであろうより大きな支持を欠く一方で、北朝鮮の核の脅威を相殺するために両国が政治的に協力しあう意欲や姿勢を示すことによって、小規模な非核兵器地帯であっても地域における顕著な安全保障効果をもたらすことが可能となる。

そして第三に、北朝鮮による核保有の現状によって引き起こされる安全保障上の諸問題を平和的に解決する政治的基盤を提供すべく、域内で最もその影響を受けている日韓が、核兵器国との協力のもと、北朝鮮との関係を正常化することを目指すという方法が挙げられる。この前例としては、1979年の米

中国交正常化が挙げられる。これが仮に可能となった場合、北東アジアにおける破壊的な戦争を回避するという意味でも、1953年の休戦協定に終止符を打つための交渉の実施への工程を進めるとともに、地域における安全保障上の緊張を軽減する補完的な措置や行動への着手を開始することが可能となるだろう。

他方で、このためには北朝鮮が事実上の核保有国であるということを受け入れる必要がある。この点に関しては、国際社会がこれまでイスラエル、パキスタン、そしてインドに同様の対応をしてきたという先例がある。北朝鮮への同様の対応が見られたならば、数多くある目標のうち、特に北朝鮮と国際社会を再び結びつけるための交渉を促進させると同時に、朝鮮半島における政治的状況の秩序を保つことにも寄与するだろう。実施・運用検討機関を有する東アジア、あるいは北東アジアにおける地域的な非核兵器地帯は、上記の内容を実施するための効果的な政治的側面の強化に寄与し、核軍縮戦略に係る調整メカニズムを提供しうるだろう。北東アジア、なかでもとりわけ日韓が得る地域安全保障上の利益は、計り知れないだろう。

上記の提案は、これらの重要な目標を達成するためのほんの一例に過ぎない。また、上記以外の方法、あるいはそれらを組み合わせたその他の方法もあるだろう。北東アジア地域の安全保障を十分に達成する場合、長年の守り続けられてきた政策を打破するような発想力や意欲が必要となる。北東アジア地域の国々にはこのような挑戦が求められているのだ。

（国連軍縮研究所リサーチフェロー）